

第11回

新宿区ユニバーサルデザイン

まちづくり審議会

令和8年6月22日

新宿区都市計画部景観・まちづくり課

第11回新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会

開催年月日・令和8年6月22日

出席した委員

**矢口哲也、水村容子、岡村正昭、末木隆夫、齋藤朗、飯塚良子、高田淳子、菊田史子、
武山昭英、西郷直紀、高橋政則、伊藤賢司、綱川正、櫻井昭夫**

欠席した委員

松原由美、小原聖子、藤原千里、秋山郁子

議事日程

1. 審議事項

[審議]新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく整備基準の変更について

2. 報告事項

[報告]令和7年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出
状況について

3. その他

議事

○矢口会長 それでは、定刻になりましたので、第11回新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会を開会いたします。

初めに、事務局から委員の出欠状況についてご報告をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課長） 本日は、**秋山委員、藤原委員**よりご欠席のご連絡を頂いております。あとのお二人につきましては、特段ご連絡をいただいていない状況です。

なお、過半数が出席しておりますので、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則第20条第2項により、審議会は成立しております。

また、審議会は、公開となっております。

傍聴される方にお願ひです。発言は禁止されておりますので、ご了承ください。そのほか、お願ひ事項をお配りしておりますので、ご確認いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

本日の会議の終了は11時頃を目途に進めさせていただきたいと思ひます。

次に、本日の進行と配付資料等についてご説明いたします。

本日の進行につきましては、机上に配付しております次第のとおりです。

配付資料としまして、次第がA4の縦1枚です。それから、審議資料1、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく整備基準の変更について、A3横の1枚です。

それから、審議資料2、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則新旧対照表、A4横のホチキス留めです。

それから、審議資料3、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則様式、A4縦のホチキス留めです。

それから、報告資料、令和7年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出状況について、A4縦の1枚です。

また、参考資料といたしまして、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例、同施行規則、施設整備マニュアル、委員名簿、座席表を机上に配付させていただいております。

資料につきましては、以上です。皆様、お手元にございますでしょうか。

続きまして、マイクの使い方を説明させていただきます。

ご発言の際は、マイクの台座の中央のボタンを押していただきますと、マイクの先端が光りますので、ご発言を頂きまして、終わりましたら同じ中央のボタンを押していただきますようよろしくお願ひいたします。

事務局からの説明は以上です。

1. 審議事項

[審議]新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく整備基準の変更について

○矢口会長 それでは、次第1、審議事項、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく整備基準の変更について、事務局からご説明をお願ひいたします。

○事務局（景観・まちづくり課主査） ご説明させていただきます。

本日は、右上に審議資料1と書かれたA3の資料にてご説明させていただきますので、資料1をご覧くださいと思います。

まず1番、改正の経緯になります。

東京都は、国の動向を踏まえ、全ての利用者がより使いやすい「劇場等の客席」の整備促進を目的として、建築物バリアフリー条例を改正し、「劇場等の客席」の基準を新たに設けました。また、それに伴い、東京都福祉のまちづくり条例施行規則について、「観覧席・客席」の規定を建築物バリアフリー条例との整合を図るために改正しました。

建築物バリアフリー条例と福祉のまちづくり条例につきましては、いずれも令和8年3月31日に公布され、令和8年10月1日に施行される予定となっております。

これを受け新宿区は、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則を東京都福祉のまちづくり条例施行規則と同様に改正します。施行は、福祉のまちづくり条例と同じく今年の10月1日を予定しております。

次に2番、東京都福祉のまちづくり条例と新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の関係についてです。

東京都福祉のまちづくり条例第29条におきまして、区市町村の条例で福祉のまちづくり条例の整備基準と同等以上の措置を講ずるよう定めている場合は、福祉のまちづくり条例に基づく届出等の規定は適用しないということを定めております。

この規定に基づき、新宿区が福祉のまちづくり条例と同等以上の内容をユニバーサルデザインまちづくり条例で定めているため、福祉のまちづくり条例の届出は免除されております。

これにより、福祉のまちづくり条例と同等以上の措置を講ずる必要があるため、今回ユニバーサルデザインまちづくり条例を福祉のまちづくり条例と同様に改正するものです。

次に3番、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の主な改正概要です。

今回の改正は、観覧席・客席に関する規定整備となりまして、車椅子使用者用部分に関する基準を東京都福祉のまちづくり条例と同じ内容に改正するというものになります。

まず（1）車椅子使用者用部分の設置数に関する改正です。こちらは現行の基準を強化する内容となっております。

車椅子使用者用部分につきまして、現行では全体の座席数の0.5パーセントかつ2席以上を設置するとなっていたましたが、改正後は階ごとの設置が必要となり、階ごとにそれぞれ座席数の0.75パーセントかつ2席以上を設置する必要があります。

（1）の中にあるグラフですが、観覧席等がある階が1のみの場合における現行と改正後の設置数の比較となっております。また、その右側の図は、1階席と2階席がある劇場等を断面で表した模式図となっておりますが、赤い四角の部分に車椅子使用者用部分を設けるというイメージ

ジ図になっておりまして、このような形で、階ごとに0.75パーセントかつ2席以上の車椅子使用者用部分を設ける必要があります。

次に（2）車椅子使用者用部分の配置等に関する改正です。こちらは今回新たに設けられた基準となっております。

表の左側からご説明いたします。

まず配置の基準ですが、2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して配置する必要があります。また、各車椅子使用者用部分に対し、それぞれ1以上の同伴者スペースを当該車椅子使用者用部分の横に隣接して配置する必要があります。

次に、分散配置の基準です。

初めに、表の真ん中、横方向の水平分散についての基準になります。こちらは、座席数401席以上の階で適用となります。客席を縦通路で分割しまして、この図でいいますと、縦に分割した①から③のうち、2か所以上の位置に車椅子使用者用部分を分散して設置する必要があります。

次に、表の一番右、縦方向の水平分散についての基準です。こちらは、座席数1,001席以上の階で適用となります。客席を横通路で分割しまして、この図でいいますと、横に分割された①から③のうち、2以上の位置に車椅子使用者用部分を分散して設置する必要があります。

以上が観覧席等に関する改正のご説明となりますが、このほかとして、条例の運用状況に合わせた書類の提出部数の変更や、より分かりやすい内容とするための文言修正等、所要の改正を行う予定となっております。

審議事項に関するご説明は、以上となります。

○矢口会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、本議題について、ご意見、ご質問があればということですが、基本的には、東京都の条例が変更になりましたと。それに合わせて新宿区の基準も合わせていきたいと思いますというご説明だったと思います。

なかなかコメントは難しい内容かとは思いますが、何かご意見等がございましたら、ご質問でもいいですし、お願いいたします。

では、**岡村委員**、お願いいたします。

○岡村委員 ありがとうございます。

質問というわけではないですが、多分これを見ただけだと何なのかが分からない方が多いと思っていて、例えば右の3の(1)について、劇場で1階、2階、3階とかあるところがある

んですよ。でも、大体、車椅子用トイレは1階にしかないということになると、2階から休憩時間の間に車椅子用トイレに移動するだけで、休憩時間が終わっちゃうんですね。そうしたら、途中で劇が見られないとかがあったりするんで、各階ごとに置くようにということだったり、あとは(2)の配置に関しては、いまだに車椅子の方と同伴の方の席が別になることが結構あったりします。そうすると、小さなお子様の保護者の方が近くにいられないんですね。なので、子ども向けのイベントとかで別々になっちゃうと、ちょっと変な形になってしまうので、同伴者席もちゃんとつくりましたり、あとは水平分散の縦横に関しても、例えばイベントごとに、今でいうと推しとか、好きなキャラや好きな芸能人がいるときに、どちら側で見たいとか、音響システムがあったら前のほうがいい、後ろのほうがいいがあったりというふうに、今までは車椅子席といったら固定の場所でしたけれども、そうではなくて、より利用者目線で好きな場所を選べるようにしていきましょうねということの流れかと思っております。

ちょっと解説とか、感想でございました。以上です。

○矢口会長 ありがとうございます。

何かほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

僕のほうから1つ質問なんですけれども、整備マニュアルは、どれぐらいの頻度で変えていくものなんですか。結構、都のほうがアップデートしていくと、こちらの改定も出てくると思うんですけれども、わざわざ製本したのを毎年アップデートしていくのは大変だと思うので、これはPDF状態のものがアップデートされていくんですか。その辺をちょっとお伺いします。

○事務局（景観・まちづくり課長） 今回の改正内容の施設整備マニュアルへの反映につきましては、来年度中に行っていく予定です。

前回ご審議いただいた規則改正につきましても、お配りしているものにはまだ反映されていないですが、現在マニュアルへの反映作業を行っております。今年度の反映作業が完了するまでの間は、区のホームページから東京都福祉のまちづくり条例の施設整備マニュアルを確認できるようリンクを貼るなどして、なるべく分かりやすいようにしております。また冊子を毎回毎回印刷するのはなかなか困難なものですから、今後は区のホームページ上で内容を確認できる形をとっていきたいと思います。

○矢口会長 周知が多分すごく重要だと思うので、よろしくお願いいたします。

そのほか、何か質問はございますでしょうか。

どうぞ。

○齋藤委員 これを見ると、「福祉のまちづくり条例第29条に基づき、新宿区が同等以上の

内容をユニバーサルデザインまちづくり条例で定めているため」となっているんですけれども、これは東京都の定めている福祉のまちづくり条例と新宿区が定めているユニバーサルデザインまちづくり条例というのは、ほぼ一致しているんですか。同等以上ということは、これを見ると新宿区のほうが、何か東京都の条例よりも優越している部分があるのかどうか。全く同じなのかどうか。

○矢口会長 事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課長） 東京都の福祉のまちづくり条例よりも新宿区のほうが厳しくしている形にしております。

あと東京都の福祉のまちづくり条例では設けておりませんが、新宿区では事前協議制度を設けていまして、きめ細かく配慮事項を事業者さんをお願いしているという状況です。

○矢口会長 よろしいでしょうか。

○齋藤委員 劣後している部分はないんですか、逆に。

○事務局（景観・まちづくり課長） 東京都の条例よりも基準が下回ってしまいますと、事業者さんは東京都と新宿区、両方に届出を出さなくてはならないので、そういったことが無いよう、新宿区が改正して同等以上にしていくというものです。

○矢口会長 今のご説明でよろしいでしょうか。大丈夫ですかね。

では、次に水村委員、よろしくお願いします。

○水村委員 ありがとうございます。

今回の件とは直接関わるかどうかということなんですけれども、資料3のほうを拝見いたしますと、観覧席・客席のところに「次に掲げる基準に適合する車椅子使用者用部分を」といって、幅90センチ以上、奥行き135センチ以上とあるんですけれども、先ほどのご説明資料の車椅子と同伴者席が合わせて配置されている図のこの幅というのは、ここという幅に該当するのかどうかということですね。こちらの資料3のほうは、あくまでも車椅子自体の寸法を言っているのか、スペースの寸法を言っているのかということですよ。

あと、最低数値が挙げられているので、もっと広い幅であったり奥行きの確保もできるんだと思うんですが、基本的に図示されているイラストは、やはり最もスタンダードな介護用の車椅子のようなイラストのように見受けられるんですけれども、私は以前ディズニーランドに行ったとき、ストレッチャー状態で遊んでいる重度の障害のお子さんとお会ったことがあるんですが、どのぐらいの規模の車椅子までイメージされているのか、聞かれても困る質問のような気がするんですが、東京都であったり新宿区さんはお考えなのかということを伺いたいと思い

ました。

以上です。

○矢口会長 事務局、お願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課長） 水村委員 ご指摘の資料3、1ページ目下の車椅子のサイズにつきましては、同伴者用のスペースを含まない、車椅子使用者用の部分だけのサイズとなります。こちらは従前と変わらないといったことになっておりまして、今回の改正により、その横に同伴者用のスペースを設けるという規定が追加されるといったことになっております。

それから、どの程度のというお話ですが、一般的な車椅子については十分入れるような規模になっているというふうに考えております。

○水村委員 やっぱり劇場のような文化施設ですので、高齢になってから機能が落ちていく方もいらっしゃると思いますが、お子さんで先天性で重い障害を持っている方というのもしゃって、そういう方の車椅子というのは大規模化していく傾向にありますので、ぜひこれをきっかけに、区有の施設だけでも一度検証をしていただけるといいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○事務局（景観・まちづくり課長） ありがとうございます。

区の施設につきましては、車椅子の数自体は比較的改修なんかをすると少し多めに取ったりということをしております。最近改修した文化センターの大ホールは1階が約1,000席、2階が約600席で合計約1,600席ぐらいあるんですけども、車椅子使用者用部分を30箇所程度用意しております。ただサイズだとかその辺までは確認していないものですから、今後はそういうものも確認しながらやらせていただければというふうに考えております。

○矢口会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

その他、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。なかなか法律の言葉は難しかったり文字が多かったりするので質問しづらいと思うんですけども、何かございましたら後でもいいので考えておいてくれればよろしいかと思います。

それでは、当審議会の考えを取りまとめたいと思います。審議事項、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく整備基準の変更については、支障なしということでよろしいでしょうか。

意見がこれ以上ないようなので、審議事項については、本審議会として支障なしとしたいと

思います。

○事務局（景観・まちづくり課長） ありがとうございます。

本件規則改正につきましては、東京都の福祉のまちづくり条例と同じく令和8年10月1日施行予定で、今後、内部の手続を進めてまいりたいと思います。

○矢口会長 ありがとうございます。

審議事項については、以上で終わりにしたいと思います。

2. 報告

[報告] 令和7年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出状況について

○矢口会長 続きまして、次第2の報告事項に移りたいと思います。

報告、令和7年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出状況についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 令和7年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出状況について、ご説明いたします。

資料の一番最後につけておりました報告資料と右上に書いてありますA4、1枚の資料をご覧くださいと思います。

まず事前協議及び届出件数になります。

令和7年度の事前協議書の件数は17件、届出書の件数は97件、工事完了報告書の件数は43件でした。

次に、ユニバーサルデザインまちづくり審議会への報告件数です。

令和7年度の報告件数は1件、新秩父宮ラグビー場整備・運営等事業について、報告をいたしました。

ご説明は以上となります。

○矢口会長 ありがとうございます。

それでは、報告事項について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

岡村委員、よろしくお願いします。

○岡村委員 ありがとうございます。

事前協議も参加させていただいている立場として、少しだけ説明させていただければと思い

ます。

こちらの事前協議ですが、何をやっているかといったら、実際に建物を造るときの届出という事で、建物をどういう設計にするかだったり、今こういう状態で進んでいますよだったりという報告を受けた上で、事前協議相談員という、私を含め複数の方々が、ちょっとここが問題じゃないかとか、ここが抜けているんじゃないかということでいろいろ話をさせていただきます。

その中で、やはり今一番多いのが、どうしても建築関係はバリアフリーの意識が非常に強くて、バリアフリーといっても、どちらかというと車椅子の段差の解消の話と、あとは多少点字ブロックをつけるかつかないかぐらいの話ばかりが多かったりします。その中で、そこだけじゃなくて、例えばほかに聴覚障害、視覚障害、発達障害であったり高齢者だったり、もつという、それに限らず道に迷う人だったり、その建物を初めて利用する人だったり、そういったことの視点を持ってくださいねということで説明をして、実際に事業者の方々ももう一回勉強し直して、実際に今、自分たちがつくっているものに適合している、適合していないというものを、多様性対応表というものをつくってもらって提出していただくというのをしてもらっています。

そういうことをやったりして、事業者の方々が少し多様性に対しても勉強した上で進めているということをやっていますというのが流れなんですけれども、ただ、昨年もお話したかもしれませんが、やはりまだまだ、今これから改修工事はできますかといったら、できませんという事業者が多かったりしますので、そうなってくると、あとは内装設計、実際に運営していく中で何とかそこをカバーしましょうみたいなところがまだ多いというのが現状かなと思っています。

我々としては、できれば建物は建てて終わりじゃなくて、建て終わった後に実際にそれを運営したり、店舗だったりホテルとか運営する方々のほうにもつなげてもらって、ベストはつなげてもらった結果どうなっているかという報告まで受けられればベストかなと思っているんですが、まだそこには進んでいないような状態かなと思っています。

参加している立場としての説明でございました。

○矢口会長 ありがとうございます。

事業者への啓蒙みたいなものも含まれているということですね。

事前協議の数はちょっと去年は増えたんですね、17件で、微増ということで、どんどん増えていけば事業者のほうも理解は深まるんじゃないかなと思います。

ほかに何かご意見。どうぞ、**水村委員**。

○水村委員 今のこととの関係で、例えば令和7年ですと事前協議書が17件で、こちらの審議会で報告した件数は1件なんですけれども、その間の差というか、残りの16件はどうしているのかというか、なぜここで報告していなかったのかとか、報告する事案としてピックアップする背景は何かとか、そこら辺を、昔伺ったような気もするんですが、いま一度確認させていただきたいと思います。

○矢口会長 新しい委員の方もいるので、事務局のほうでもう一度ご説明をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課長） まず事前協議が必要になるものについては、延べ面積が2,000平方メートル以上で不特定多数の方が使うような用途の建物が対象となります。

また、審議会の報告につきましては、こちらの報告資料の一番下のほうに書いておりまして、このところでアからエ、それから（2）とありますけれども、都市開発の諸制度、要は容積率を割り増すような建物で、都市計画の手続などが必要となるものについて報告させていただいているということになっております。

こちらにつきましては、都市計画で定めていくものですから、当然そういった、いわゆるバリアフリーだけではなくて、ユニバーサルに配慮したものをしっかりやっていただくといったところから報告させていただいているということになっております。

○水村委員 ありがとうございます。

○矢口会長 よろしいでしょうか。

都市計画の手続と、何を言っているか分からないかと思うんですけれども、建物を建てるときに、普通に建てるだけではなくて、まちのボリュームをちょっと上げたいとか、特殊な都市計画の手法を使って再開発をしたいみたいな、比較的大きい開発が入るときに都市計画の手続というのが行われて、そのときに合わせてこの審議会への報告がなされるので、普通の建物を新築するときにはこちらには上がってこないという、そういう認識になっておりますということです。

確かに、16件は何をしているんだというのも気になりますからね。

ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ。

○齋藤委員 前回の記憶なんですけれども、新秩父宮ラグビー場というのを新設する場合に、健常者の普通のラグビーとは違って、障害者ラグビーと両方にできないかと、一緒にできない

かというのがあったんだけど、構造上できませんというような形で施工者のほうは言われたんですけど、これはまだ計画段階だから設計変更も十分可能だと思うにもかかわらず、最初に結論でできませんみたいになっていて、これはちょっと、かなり今の時代に合わない。

ラグビーの場合は、東京オリンピックの前にラグビーのやつをやったんですよね、東京で。それで、結局ラグビーの場合は、今までは厚生労働省の管轄で障害者という形だったのを文科省のほうに移したわけですよ、移管したんですよね、管轄も。それで、原則として障害者ラグビーも健常者のラグビーも文部科学省の管轄にして、生涯スポーツという形に立てつけを変えたわけですよ、法律上。そのラグビー場を建設するのに、従来のやつでやっぱり別ですというのだと、やっぱり理屈が合わないんだよね、主に総論として。

それから、各論としても、今はCADとかなんかで設計するのは簡単なわけですよ。今はまだ全然これができていない段階で、もう受け付けませんとか、あるいは単独で車椅子が自分の自力だけでは上がれない角度にわざとつくっちゃうということは、今後50年とか60年とか、長期にわたって障害者のスポーツの参加する権利を阻害しちゃうということになるから、これは教育を受ける権利の侵害になっちゃうわけですよ、文科省管轄になったから。

そういう意味で、この事前協議の段階で、新宿区はせっかくやるのであれば、そういう視点も、ただ建設の設備の問題じゃなくて利用する権利というもののレベルで、特に教育としてラグビーがなっているのであれば、障害者の教育を受ける権利という点から、事前協議で地元の区としては何か発言すべきなんじゃないかと思うんですよ。

もしこれが全然できないというのであれば、行政のほうではできないのであれば、これは東京地方裁判所に建築の差し止めを請求すると、それで妨害予防請求権という形でやればできるわけです。簡単にできる。しかも、それを判決という形ではなく恐らく和解という形に、もし法的手続であればできるので、そのときには、この事前協議でどういう協議がなされてきたのかというのも裁判官が判断する重要な一助になるわけですよ、裁判で。

だから、そういう意味でも、この本件については法的な問題があるので、事前協議も、ただ行政の資料というだけじゃなくて裁判上の証拠としての意味も出てくるので、これはしっかりやってもらいたいと思います。

○矢口会長 ご意見ありがとうございます。

何か事務局のほうでコメントはございますでしょうか。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事前協議の資料ということで、裁判というお話、特にユニバーサルの関係で裁判とかになっているということはないのかなと思ってございますけれ

ども、当然、我々のほうは事前協議につきましては、資料を残してやらせていただいていますので、今後照会等があれば公開できるのかなというように考えております。

○齋藤委員 これは事前協議をやっているのであれば、もし裁判になれば、民事裁判になれば、新宿区も補助参加を求められる可能性もあるんですよ。自分は訴えないけれども、あなたのところも一緒に来てくださいというふうに言われちゃう可能性もあるから、これはしっかりやっておいてもらわないと困ると思います。

○矢口会長 記録のほうをきっちり取るということは大事ですね。

よろしいですかね。

その他、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

今度できたものを見に行ってみたいですね。検証というか、先ほどどういうふうに使われているのかが大事だという意見も**岡村委員**のほうから出たと思うんですけども、審議会の部屋の中に閉じ籠もっていないで一回外に出て、どういうものがこの審議会の結果として出たのかというのを共有するという場もあったほうが多分いいかなと。議論も活発になると思いますし、何かそんなものを今のやり取りを聞きながら考えました。

ということで、報告事項については以上で終わりにしたいと思います。

3. その他

○矢口会長 最後に、事務局のほうから連絡事項をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 本日の議事録につきましては、個人情報に当たる部分を除きましてホームページで公開いたします。

事務連絡のほうは以上です。

○矢口会長 ありがとうございます。

今日もいろいろ活発な意見が出てきてよかったと思います。僕もいろいろ勉強になりました。

ということで、本日の審議会は以上で終了になります。

皆さん、ありがとうございました。